

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 3 月 1 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「管理者」を「町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第9条を次のように改める。

（住居手当）

第9条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている企業職員で、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（管理者が指定する者を除く。）又はこれに準ずる企業職員に対し、支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条の適用については、平成29年3月31日までの間、同条中「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（管理者が指定する者を除く。）又はこれ」とあるのは、「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（管理者が指定する者を除く。）若しくは町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月町田市条例第 号）による改正前の町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条の規定により平成27年3月分に係る住居手当の支給を受けているもの（同年4月1日以後引き続き自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている企業職員

に限る。) 又はこれら」とする。

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理職手当等)</p> <p>第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある企業職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）</u>が指定するものに対し、支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(住居手当)</u></p> <p>第9条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている企業職員で、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（<u>管理者が指定する者を除く。</u>）又はこれに<u>準ずる企業職員</u>に対し、支給する。</p>	<p>(管理職手当等)</p> <p>第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある企業職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>管理者</u>が指定するものに対し、支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(住居手当)</u></p> <p>第9条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている企業職員（<u>町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する者を除く。</u>）又は自ら居住するための住宅の所有名義人である企業職員（<u>管理者が指定する者を除く。</u>）に対し、支給する。</p>